

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts

PwC Summary of Meetings – 16-18 February 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の Action Alert および IASB の Observer Note において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は、2011年2月16日から18日において合同の審議会を開催し、無配当契約についての割引率、契約のキャッシュ・フロー、リスク調整の原則、当初利益および当初損失の取り扱い、およびプロジェクトの仮定について検討が行われた。さらに、両審議会は、アンバンドリング、表示および残余マーzinのアンロックングについて教育的セッションを受けた。審議会の冒頭で、保険契約プロジェクトの完了日程について2011年末までの延期が合意されたとの報道があったが、これは不正確であるとの説明がされた。IASB は、最終基準は2011年の中頃を目標とすることを確認した。両審議会は、割引率のロックングおよび損害保険契約についての割引については審議しなかった。

基準書は、利率および割引率決定のための方法を規定するべきではなく、その代わりに、将来キャッシュ・フローに関する貨幣の時間価値を調整し、保険契約負債の特徴を反映するという目的を説明すべきであるとするスタッフの提案について、両審議会は同意した。利率は、保険者の自己の不履行リスクの影響を排除した、保険契約負債の性質を反映したキャッシュ・フローを有する商品の観測可能な現在の市場価格と整合すべきである。利率は、保険契約負債の測定に含まれていないリスクおよびキャッシュ・フローへの影響のみを反映させるべきであり、観察された利率には影響を与えるが、保険契約者に転嫁される投資リスクのような、保険負債には関係のない要素を排除しなければならない。両審議会は、スタッフの実務的に適切な割引率およびこれを適用することが許容される状況(高品質の債券の利率に対して適切な調整を行うような状況)についてさらに調査すべきであることについても同意した。

両審議会は、見積キャッシュ・フローの期待価値は平均であり、状況に依存するが、すべての可能性のあるシナリオについてモデルを作成する必要はないとするスタッフの提案に同意した。両審議会は、さらに、キャッシュ・フローに含まれるべきコストは、契約の履行に直接関係するものであり、それらには直接的な間接費を含むことができ、また、ポートフォリオ・レベルにおいて識別されるべきであるとするスタッフの提案にも同意した。

両審議会は、スタッフに明示的リスク調整に関する作業を継続することを求めた。多くの審議会のメンバーは、概念のレベルにおいては、明示的リスク調整は利用者には有用な情報を提供していることに同意した。後の審議会において実務的そして費用対効果の観点で検討が行われる予定である。

このプロジェクトに関する原則および仮定のペーパーを、スタッフは、両審議会とともにレビューした。そして、そのペーパーには、スタッフが理解している提案が自明であるばかりでなく、コメントレーターによるフィードバックを考慮すれば、スタッフの理解している仮定は、両審議会によりさらなる考慮事項を求めていることが述べられていた。両審議会は、スタッフペーパーに設定されているプロジェクトの方向性について同意したが、IASB の保険契約に関する審議においては、現在記載されている IFRS 第 9 号金融商品のガイダンスを考慮すべきであると述べた。FASB にとっては、改訂された米国の金融商品に関する認識および測定モデルは現在も開発中であり、それゆえ、FASB は保険契約に関する審議において、金融商品のモデルについて考慮する必要がある。

アンバンドリングの教育的セッションにおいて、両審議会は、保険契約のアンバンドリングにおいて達成しようとする目的について合意する必要があると述べた。もし、目的が引受活動から生じるリスクを、投資活動から分離して表示するのであれば、アンバンドルがもたらされるであろう。両審議会は、さらに、契約がアンバンド

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

ルされることが求められる場合、契約の構成要素への配賦に関連する判断の水準について理解した。

両審議会は、好ましい方向および好ましくない方向の双方についてマージンを再測定する「変動」残余マージン/複合マージンアプローチについて同意したが、残余マージンが負の残高になりうるかについての検討が必要である。負の残余マージンの認識は、残余マージン/複合マージンの両審議会の見解を収斂させるために時間を要するが、両審議会は、このようなシナリオにおける保険負債の表示について検討しなければならないことを述べた。多くの審議会のメンバーは、金融変数の変更が損益に反映されるのと同様に、非金融変数の変更に関してマージンを再測定するが、これは金融資産を償却原価で測定する場合には保険者にボラティリティをもたらすと述べた。

無配当契約に関する割引率

多くの回答者は、いくつかの理由により、保険契約のキャッシュ・フローの現在価値に、無リスク金利に流動性のプレミアムを加えた割引率を利用するIASB(公開草案)およびFASB(予備的見解)の要件について反対している。第1の懸念は、関連する資産との会計上のミスマッチのために、この割引率からはボラティリティがもたらされることである。第2の懸念は、料率設定に反映されている利率よりも低い割引率から生じる当初損失である。第3の懸念は、流動性プレミアムの決定の標準的な方法の欠如である。

スタッフは、ED(およびDP)において提案されたボトム・アップ・アプローチといくつかの関係者より提案された代替的なトップ・ダウン・アプローチの両方の分析を提供した。公開草案における金利は、国債などの流動性のある資産の無リスク金利を基礎としており、負債の割引率に至るには、保険契約負債の低い流動性の性質を捕捉した構成要素を調整しているため、この方法は、ボトム・アップ・アプローチと呼ばれている。多くの米国の関係者およびいくつかの米国以外の関係者は、流動性調整の決定に関する標準化された方法の欠如に関する懸念を、資産の利回りから始めて、予想損失のような負債の性質と無関係の構成要素を控除する「トップ・ダウン」アプローチを代わりとして選択することで、解消しようとしていた。スタッフは、ボトム・アップ・アプローチで提案されている無リスク金利に流動性プレミアムのレートを加えるという割引率に調整されるのであれば、トップ・ダウン・アプローチに関する反論は出ていないと述べた。

無リスク金利から開始するボトム・アップ・アプローチの議論においては、いくつかの地域では公的な利率は無リスク金利ではないため、流動性調整に加え、無リスク金利自体の確定が難しいと述べた。しかし、金利スワップカーブは、金利に含まれている相手方の信用リスクを控除することにより合理的な代替的方法を提供すると述べた。無リスク金利から開始するアプローチのもう一つの問題点は、極めて長期の無リスク金利を市場において観察することが困難であるため、一つもしくはそれ以上の統計的手法の利用によりイールドカーブの補外が必要となる点である。この点は、トップ・ダウン・アプローチもしくはボトム・アップ・アプローチにおいて、いかなるレートにおいても問題となると後において述べられた。

回答者により提案された、いくつかのトップ・ダウン・アプローチの議論においては、実際にポートフォリオのキャッシュ・フローが保険負債のキャッシュ・フローに密接に対応しているという仮定のもとで、実際のポートフォリオの利率もしくは参照ポートフォリオの利率が、出発点として用いられる。これらの利率も予想損失および非予想損失(予想価値を超える損失のリスク)の調整が必要である。これに対して、直近の測定というよりはむしろ長期の予想を反映していることを理由として、保険商品の料率設定の利率は、目的を達成するとは考えられていない。

回答者等からのインプットに基づき、基準書は利率および割引率決定のための方法を規定せず、その代わりに、将来キャッシュ・フローに関する貨幣の時間価値を調整するという目的を説明するべきであることを、スタッフは提案した。利率は、保険者の自己の不履行リスクの影響を排除した、保険契約負債の性質を反映したキャッシュ・フローを有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合すべきである。利率は、キャッシュ・フローおよびリスク調整に含まれるリスクおよび不確実性の影響を排除し、観察された利率には影響を与えないが保険契約者に転嫁されない投資リスクのような、保険負債には関係のない要素を排除しなければならない。

数名の審議会のメンバーは、貨幣の時間価値を反映するという割引率の目的は、あまりに一般的な目的であるとのコメントを述べ、両審議会は、スタッフに対して、保険負債の性質を反映させた利率という概念に戻すべく、目的を変更するよう要求した。

1名のIASBのメンバーは、理論的には、保険負債の割引率は借入利率であるべきであると述べた。この利率は、与信者からの借入利率と同じではないが、一般的な債権者への支払いに対する保険契約者への支払いの優先度合いを反映するべきである。それゆえ、このメンバーは、理論的には、信用リスクを控除することに反対するが、これを控除しないのは、信用リスクの増加に伴い、保険契約負債の減少がもたらされるという直

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

感に反した性質によるのではなく、これらの契約についての自己の信用リスクは重要ではないという理解に基づいている。数名の審議会のメンバーは、ある場合、つまり不確実性がキャッシュ・フローやリスク調整において反映されていないのであれば、その不確実性は、潜在的に割引率において反映されているのではないかと述べた。1名のスタッフは、これは、多くの場合にありそうではなかったが、リスクはキャッシュ・フローの支払いと整合的に解消されるということを固有に仮定している、と警告した。しかし、いくつかの例において保険契約のある種のリスクと不確実性を把握するために割引率が適用される可能性がある、という考え方は却下されおらず、公正価値の測定モデルの提案においては許容されていることが述べられた。両審議会は、割引率は、二重計上を避けるために、既にキャッシュ・フローおよびリスク調整において捕捉されたリスクや不確実性を控除すべきであることを、ガイダンスが明確にすることに同意した。

FASB のメンバーの 1 名が、スタッフペーパーは、保険契約の測定において、保険契約者からのキャッシュ・イン・フロー（それゆえに、保険契約者の信用リスクを含む）およびキャッシュ・アウト・フローの双方があるという事実の潜在的な重要性については議論しておらず、スタッフペーパーはキャッシュ・アウト・フローについてのみ焦点を当てているように見える、と述べた。スタッフは、もし、契約者が保険料の支払いを怠った場合、保険契約は解約されることを前提とするのであれば、キャッシュ・イン・フローに関しては重要な信用リスクが存在しないと回答した。その結果、キャッシュ・イン・フローの割引に関する純粋な貨幣の時間価値に注目することになる。

両審議会に提案されたトップ・ダウン・アプローチのうち、少なくとも一つは、資産ポートフォリオの利率から計算が始まり、予想債務不履行が控除されるが、債務不履行のリスクへの「対応部分」（これは、リスク調整と同様に、予想債務不履行を超過する実際の債務不履行が発生する事実を反映している項目）は控除されない。多くの審議会のメンバーは、無リスク金利に流動性調整を加えるボトム・アップと整合性を保つためには、予想債務不履行および債務不履行リスクへの対応部分の双方が控除されるという考えに賛成しているようである。提案は、債務不履行リスクへの対応部分を見積るのに困難であることもあって、追加的な金額の控除を選択していない、とスタッフは述べた。IASB のメンバーの 1 名は、もし両審議会がトップ・ダウン・アプローチを許容するのであれば、保険者の資産ポートフォリオに基づき異なる「準資産」利率に同意することになるであろう、と述べた。それゆえ、彼は、仮にこの利率が使用される場合には、イールドカーブの開示を求めるか、もしくは、代替的に、計算にいくつかの原則を課すためには参照市場利率の使用を好むであろう。

FASB のメンバーの 1 名は、スタッフの提案は、最初にスタッフにより説明され、回答者によって提起された三つの主要な懸念点（ボラティリティ、当初損失および複雑性）についてどのように対応するのか質問をした。目的は、真の意味での経済的なボラティリティを縮小するのではなく、会計上のボラティリティに対応することを想定し、今後の議論においてこの懸念点を取り扱う、とスタッフは回答した。

議論の最後に、スタッフの提案に賛成する投票が行われたが、利率は負債の性質を反映するべきであることを述べるために、目的の潜在的な拡張がされ、実務的に適切な利率の提案に関する、後のいかなる議論にも従うという条件付きであった。

割引率についての実務的な方法

実務的な方法として、もし、両審議会が割引率を規定するのであれば（例えば、高品質の債券の利率など）、割引率の決定における複雑性については減少されるであろうと、いくつかの回答者が示唆している、とスタッフは述べた。

以前の審議会の調査では、わずか 4 カ国が取引量および流動性のある社債市場を保有していることが認識されていたため、使用するのに適切なレートを決定することの困難さを、数名の審議会のメンバーは強調した。両審議会は、従来、保険負債の測定に、高品質の債券の利率を使うべきではないことを表明しているため、もし高品質の債券の利率が選択された場合には、信用リスクの調整が必要になるとの懸念を、他の審議会のメンバーは示した。

懸念は述べられたが、スタッフが実務的に適切な割引率の可能性、およびこれを適用することが可能である状況についてさらに調査すべきであることに、両審議会は同意した。

キャッシュ・フロー

多くの回答者が、キャッシュ・フローに基づく「期待価値」の測定の明確化とキャッシュ・フローの測定において含まれるコストの明確化を求めていることを、スタッフが両審議会に説明した。両審議会は、測定の目的である「期待価値」が「平均(mean)」を意味し、さらに、すべての状況において、数量化するためのすべての可能性を有するシナリオは必要がないとするスタッフからの提案に同意した。数名の審議会のメンバーは、平均

に至る異なる数理的な方法に関する教育的セッションを求めた。これはいくつかの方法がリスク調整の計算において問題を生じさせる可能性があるためである。

どのキャッシュ・フローおよびコストが予想されたキャッシュ・フローに含まれるべきかという議論において、スタッフは、契約の履行に必要とされるすべての直接キャッシュ・フローが含まれるべきであるとした。スタッフは、直接費用の識別、直接費用を保険契約負債に含め、そして期間費用の排除との間における均衡の存在を認識した。

直接費用は、配賦された間接費を含めるべきか、そして、もしそうであれば、どの間接費なのかという点について審議会のメンバーでは異なる見解が存在した。数名の審議会のメンバーは、キャッシュ・フローに含まれるコストと残余マージン/複合マージンへの影響の相互依存関係について強調した。つまり、コストが多くなればなるほど、残余マージン/複合マージンが少なくなる。数名の審議会のメンバーは、広範囲の定義は、一般間接費を保険契約負債の測定に含めることを許容してしまう点に懸念を示した。しかし、両審議会は、キャッシュ・フローの見積りには、契約の履行に直接関係するコストを含むべきであり、そして、直接的な間接費 (direct overheads) を含むことができるとするスタッフの提案の方向性については同意した。審議会は、主たる概念は、契約の履行に対するコストの直接的な関係であり、コストが増分かどうかではないことに同意した。さらに、審議会は、直接的な関係はポートフォリオであり、各契約単位ではないことを確認した。

リスク調整

IASB の ED と FASB の DP との間の主要な差異は、明示的リスク調整であることを、スタッフが強調した。コメント提出者の見解は、地域的境界線に沿って大きく分かれており、US の関係者は、概して、明示的リスク調整に反対であったが、他の地域の関係者は、概して、明示的リスク調整に賛成であったことを示した。スタッフは、両審議会は、明示的リスク調整の測定が、概念的に、利用者に対して有用かつ理解可能な情報を提供することに、原則として同意するか否かについて、両審議会に質問を行った。スタッフは、後の審議会において検討する、実用性、比較可能性および費用対効果に関するあらゆる質問を回避するため、原則として、明示的リスク調整の有用性を両審議会が確認するか、審議会のメンバーに求めた。

数名の審議会のメンバーは、純粋な概念を基礎とすれば、明示的リスク調整が有用な情報を提供しているという主張に反対することは難しいと強固に主張した。しかし、他の審議会のメンバーは、リスク調整が保険契約の会計を、利用者にとってより不透明にし、そして、純粋な概念のレベルでこの質問に回答することは不可能であるとの懸念を表明した。他の審議会のメンバーは、リスク調整には情報としての価値はあるが、それが、認識され、区分して測定され、そして開示されなければならないことを意味するのは明確ではないとの見解を示した。リスク調整には、割引率かまたはキャッシュ・フローのどこかで処理されているリスクを、二重に計算しているか、そして、純粋な、偏りのないキャッシュ・フローを保有することができるかという点についても懸念がある。数名の審議会のメンバーは、既にリスク調整の計算を実行している作成者から、特に、歪んだ分布および潜在的に不確実なキャッシュ・フローを有する可能性のある損害保険会社において、リスク調整がどのように機能するかについて、教育的セッションを求めた。審議会のメンバーの 1 名は、もし、残余マージンが固定されずに、いかなる負の残余マージンがリスク調整に対して調整されるのであれば、(契約が全体として収益性のある限り) 複合マージンと同様な結果をもたらすことを提案した。これは、残余マージンの非固定化の議論において、より討議がされた。両審議会は、スタッフに、リスク調整に関する、他の実務的な問題についての検討作業を継続することと、教育的セッションの日程調整を求めた。

当初利益および当初損失

両審議会は、契約の当初認識において当初利益を認識しないという ED および DP の見解を再確認した。両審議会は、さらに、当初損失を即時に費用とし、残余マージンおよび複合マージンは、負の残高を生じさせないことを確認した。しかし、残余マージンはマイナス残高となることができるかについての決定は、残余マージンの再測定に関するスタッフの検討の一部として扱われることが説明された。

プロジェクトの仮定

スタッフペーパーについての比較的短時間の討議において、仮定の追加を望む IASB のメンバーの 1 名は、IASB における保険契約プロジェクトの再審議は、現在、記載されている IFRS 第 9 号の金融商品のガイダンスを考慮すべきことが追加的な仮定として加えられることを望むと説明を行った。これは、現時点では審議会は IFRS 第 9 号を変更する意図がないことを根拠としている。FASB の議長は、IFRS 第 9 号とは異なり、FASB は現在においても新しい金融商品のモデルについての開発を行っていることを述べた。FASB の議長は、IASB とは異なり、改訂された米国の金融商品に関する認識と測定モデルは現在も開発中であり、それゆえ、FASB は、保険契約に関する審議において、金融商品のモデルを考慮する必要があることを述べた。IFRS 第 9 号については、現在、影響を及ぼしていないことに同意するが、FASB が金融商品のプロジェクトを完了した時点で、IASB は、最終的に IFRS 第 9 号をレビューする必要がある、と IASB メンバーの他の 1 名は述べた。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

1名の審議会のメンバーからの質問に対して、スタッフは、このスタッフペーパーに記載されている割引計算およびビルディングブロックモデルに関するその他の要素に関する仮定は、(短期)契約に適用される簡便法の考察を除いていないことを確認した。両審議会は、スタッフペーパーに設定されているプロジェクトの方向性について同意した。

アンバンドリング

この教育的セッションにおいては、外部からの説明者(PwCからGail Tucker氏およびSam Gutterman氏、Met LifeからLeonard Reback氏)が、保険契約を保険と保険以外の構成要素に分離することの影響、コスト、便益について、両審議会が理解することを助けるために説明を行った。

PwCのプレゼンテーションは、単純化したユニット・リンクの例を使用して(a)契約を区分しない場合、(b)契約を区分しすべての報酬や手数料を保険の構成要素に配分した場合(c)アカウントバランス、投資管理サービスおよび保険の構成要素に配分した場合における、会計上の影響について説明を行った。いくつかの例題からの主要なメッセージは、保険の構成要素における利益の概略は、残余マージンの償却パターンにより、アンバンドルをした場合に生じる見積りの変更に対する異なる取扱い、報酬や手数料、契約獲得費用および異なる契約の構成要素に配分する際に関与する判断、アンバンドルされた構成要素を償却原価で測定する場合に生じる差異、であった。次に、プレゼンテーションは、ユニバーサル型生命保険における典型的な性質とこれらの契約を区分しようとする時に、この性質に追加される複雑性について焦点を当てた。同一のユニバーサル型生命保険契約、(ユニット・リンク契約や増加型の契約と同様に)多額の前払保険料によって販売される場合と、もしくは、(定期保険のような)平準保険料によって販売される場合により、アンバンドリングを行う際に、他の契約との比較可能性に影響を与えると述べられた。

両審議会のメンバーは、報酬および手数料を契約の異なる構成要素に配賦する場合には、保険契約をアンバンドルしない場合においても、アカウントバランスの現在価値に使用される割引率と同様に、判断が必要となることを認識した。審議会のメンバーの1名は、USGAAPにおけるアンバンドリングの要件は、勘定の利用者に対して価値を増加させるのか、質問を行い、また、究極的な資本利回りはアンバンドルするかによって差異は生じないのか、質問を行った。説明者は、米国における保険契約の業績開示において、アンバンドリングが有する影響を、利用者が十分理解しているかどうかは明確ではないが、利益の源泉に関する開示は、利用者にとって、より有用な情報であることを説明した。

次に、Leonard Reback氏が、米国における生命保険事業者の観点より、アンバンドリングについての見解を説明した。アンバンドリングのいくつかの利点は、保険契約に含まれている金融商品の構成要素について、金融商品の会計処理と整合した取扱いを適用できる点にあり、これにより、潜在的な会計上のミスマッチのいくらかを減らすことになる。さらに、Leonard Reback氏は、異なる構成要素には異なる割引率を適用するEDにおける要件のため、アンバンドリングに必要なキャッシュ・フローに関する情報は、少なくとも測定モデルにおいて把握されるべきであるとの説明をおこなった。Leonard Reback氏は、一時払い保険料による確定された支払期間(例として15年)および保険契約者が生存した場合における支払いの不確実性をともなう期間の双方を含む即時年金契約を例に説明を行った。これらは、確定および未確定の構成要素の裏付けとなる2つの債券ポートフォリオを有している。平均的なデュレーションを使用することにより、この契約に関して示された結果に対するアンバンドリングの影響について説明をおこなった。Leonard Reback氏は、無リスク金利の平行移動、市場金利のスプレッドの変化および無リスク金利の非平行移動の影響について説明を行った。

審議会のメンバーの1名が、契約を区分するために、予想される費用への影響を質問した。説明者は、既にアンバンドリングが要求されているその他の要件(例えば、監督上の要件)に依存し、それゆえ、影響は地域によって異なると説明をした。さらに、事例における仮定の変更から生じるミスマッチが、会計上のミスマッチが経済的な性質を有するミスマッチかについて、いくつかの異なる見解が示された。

審議会のメンバーの1名は、2つのプレゼンテーションの目的における違いについて述べた。そして、両審議会は、保険契約のアンバンドリングを要求する(要求しない)ことにより何を達成するのかについての目的の合意をする必要があることを述べた。他の審議会のメンバーは、もし、目的が引受活動から生じるリスクを、投資活動から分離して表示するのであれば、アンバンドルがもたらされるであろうと述べた。

マージン

マージンに関するペーパーの目的は、残余マージンまたは複合マージンがアンロックされるか、再測定されるかについての将来の決定を見越して両審議会を教育することであり、今回の審議において両審議会に意思決定を求めてはいなかった。目的は、スタッフが、いくつかの以下の概念をより詳細に調査する必要があるか、スタッフに助言を与えることだけにある。スタッフは数値例を使用しいくつかのアプローチを説明し、マージンのアンロックの影響を説明した。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

いくつかの例がペーパー3M に設定され、見積りの変更が以下のアプローチのもとで、どのように反映されるかが説明された。

- すべての変更が損益において認識される(ED の提案)
- 望ましくない変更が残余マージンを消費するが、残余マージンが負の残高にはならない
- 望ましくない変更が残余マージンを消費し、残余マージンが負の残高になりうる
- 「実現」していれば変更が損益計算書において認識され、「未実現」であれば残余マージンを対象として認識される
- もし、新しい見積りが契約当初から使用されていたならば決定されていたであろう金額へ残余マージンを適及的に調整する

IASB のメンバーの 1 名は、もし契約の獲得費用をポートフォリオ・レベル(契約レベルの増分費用ではなく)で含めて、直接的な間接費を契約キャッシュ・フローに含めるのであれば、認識された残余マージンの量は減少し、残余マージンの償却パターンプレッシャーから解放されるであろう、と述べた。他の IASB のメンバーの 1 名は、もし両審議会が間接費を契約キャッシュ・フローに含めないことを決定するのであれば、残余マージンは、契約が履行されるに応じて発生する将来の費用を回収するように設定された保険契約の要素をとらえる、と述べた。彼は、(収入によるインフローがない状況で)将来において発生する費用について負債が認識されない程度まで、残余マージンの消費を許容することに反対である。

多くの審議会のメンバーは、ビルディングブロックの他の構成要素における好ましい方向および好ましくない方向の双方についてマージンを再測定する残余マージンの変動に関して、好ましい旨を表明した。従来は複合マージンアプローチを支持し、明示的リスク調整を契約に基づく繰延利益と考えていた数名の審議会のメンバーは、リスク調整と残余マージンの合計値が負の値にならないければ、残余マージンが負の残高になることを許容した。この考え方は、複合マージンアプローチに類似する取り扱いをもたらすと説明がされた。明示的リスク調整を支持し、リスク調整を保険契約負債の一部であるとする他の審議会のメンバーは、負の残余マージンの残高を許容することについて懸念を示した。

審議会のメンバーは、残余マージンのアンロックがこの計算モデルに複雑性をもたらす点について懸念を示した。数名の審議会のメンバーは、公正価値で評価される資産との会計上のミスマッチを回避するために非金融変数(金融変数の変動については損益計算において認識される)に関して残余マージンを再測定する。他の審議会のメンバーは、両審議会は、金融資産を償却原価で評価する保険者について検討することも必要であると強調した。これらの保険者は金融変数および非金融変数の双方に関して残余マージンを再計算することが好まれる。そうでなければ、非金融変数についてのみ再測定がされた残余マージンは、会計上のミスマッチをもたらす。FASB のメンバーの 1 名は、見積りの変更を損益に即時に反映するか、もしくは残余マージン再測定を好むかについて、利用者の観点を考慮することの重要性を強調した。両審議会が至るかもしれない結論にかかわらず、(ED において提案されているように)見積りの変更による当期の影響に関する情報は常に提供されるべきである、と IASB のメンバーの 1 名は述べた。

IASB の議長は、このセッションを要約し、両審議会は残余マージン/複合マージンアプローチの変動について検討することに同意したが、残余マージンについて負の残高とすることが可能であるか、そして、そのようなシナリオにおいて、保険負債はどのように表示されるかについて検討が必要であると述べた。両審議会は、残余マージンが負となることが許容されるかどうかについて、不利な契約のテストの検討を行わなければならない。

表示モデル

スタッフは、両審議会のために、以前の審議および考慮された表示モデルについての再教育として、表示モデルについて説明をした。従来検討されたモデルは、(ED に含まれている)要約マージンアプローチであり、拡張マージンアプローチ、引受保険料アプローチ(伝統的生命保険アプローチ)および保険料配分アプローチ(伝統的損害保険アプローチ)であった。

審議会のメンバーは、アウトリーチにおいて、利用者は取引量に関する情報の必要性を有していることが明確である、と認識した。しかし、両審議会にとって、必要とされる情報が、引受保険料であるのか、配分された保険料であるかは明確ではない。業績報告書の最初の金額が取引量/収入金額を示す記述を表示することを支持するメンバーもいた。

両審議会は、アンバンドリングの決定が保険契約の表示に与える影響の重要性を述べた。一つのアプローチは、保険契約の測定と表示のために区分を行うが、代替的な方法としては、業績報告のために契約の区分

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

を行い、財政報告計算書においては一つの保険契約負債とする方法が考えられる。負債の測定モデルに含まれる収益や費用に対するマージンの表示においてグロスアップを行う際に生じる複雑性のために、両審議会は、拡張マージンアプローチの開発に苦心していることが述べられた。経過保険料アプローチが、収益認識プロジェクトの提案により合致しているが、要約マージンアプローチにより提供される情報も有用であると述べられた。

スタッフは、伝統的モデルおよびマージンアプローチ双方の情報を含む表示モデルについて検討を行っているが、今週の保険契約の議論において両審議会から収集した情報を反映させる必要があると述べた。さらに、EFRAG が同様なアプローチについて検討しており、これは近い将来、利用可能となることが期待されている。両審議会は、営業活動からの利益を反映させた表示のアプローチについても考慮すべきであると述べた。開発される表示モデルは、利用者の要望を取り込むべきであり、そして、保険者が、会計基準に基づかない測定 (non-GAAP measures) による重要な金額を開示しないほどまでに有用であるべきことの重要性を、両審議会は強調した。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.